（届出）

第二十七条　法第三十七条第一項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書二通を当該届出に係る行為に係る場所を管轄する海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地の長を経由して管区海上保安本部長に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　法第三十七条第一項第一号に掲げる者にあつては、第二十五条第一項第八号に掲げる事項

四　法第三十七条第一項第二号に掲げる者にあつては、第二十五条第一項第九号に掲げる事項

五　（略）

2　（略）

（海難が発生した場合の措置）

第二十八条　法第三十九条第一項の規定による応急の措置は、次に掲げる措置のうち船舶交通の危険を防止するため有効かつ適切なものでなければならない。

一～三　（略）

第二十九条　法第三十九条第一項の規定による通報は、当該海難の発生した海域を管轄する海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地の長にしなければならない。

（航路等を示す航路標識の設置）

第三十条　法第四十一条の規定により航路標識を設置する場合は、次に掲げる基準に適合し、かつ、船舶交通の安全を図るため適切な位置に設置するものとする。

一～四　（略）

（権限の委任）

第三十二条　法第十条の二、法第二十条第三項及び第四項、法第二十二条、法第二十三条、法第三十条第一項並びに法第三十一条第一項及び第二項の規定による海上保安庁長官の権限は、当該航路の所在する海域を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

2　法第三十二条、法第三十四条第一項及び法第三十五条の規定による海上保安庁長官の権限は、当該指定海域を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

3　法第三十六条第一項から第五項まで及び第七項、法第三十七条第一項から第五項まで並びに法第三十八条の規定による海上保安庁長官の権限は、当該行為に係る場所を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

4　法第三十九条の規定による海上保安庁長官の権限は、当該海難が発生した海域を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

5　（略）

6　法第三十三条の規定による海上保安庁長官の権限は、当該指定海域を管轄する管区海上保安本部長も行うことができる。

7　管区海上保安本部長は、次の各号に掲げる権限を当該各号に掲げる海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地又は海上交通センターの長に行わせるものとする。

一　法第十条の二、法第二十二条、法第二十三条、法第三十条第一項並びに法第三十一条第一項及び第二項の規定による権限

イ～ホ　（略）

二　（略）

（届出）

第二十七条　法第三十一条第一項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書二通を当該届出に係る行為に係る場所を管轄する海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地の長を経由して管区海上保安本部長に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　法第三十一条第一項第一号に掲げる者にあつては、第二十五条第一項第八号に掲げる事項

四　法第三十一条第一項第二号に掲げる者にあつては、第二十五条第一項第九号に掲げる事項

五　（略）

2　（略）

（海難が発生した場合の措置）

第二十八条　法第三十三条第一項の規定による応急の措置は、次に掲げる措置のうち船舶交通の危険を防止するため有効かつ適切なものでなければならない。

一～三　（略）

第二十九条　法第三十三条第一項の規定による通報は、当該海難の発生した海域を管轄する海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地の長にしなければならない。

（航路等を示す航路標識の設置）

第三十条　法第三十五条の規定により航路標識を設置する場合は、次に掲げる基準に適合し、かつ、船舶交通の安全を図るため適切な位置に設置するものとする。

一～四　（略）

（権限の委任）

第三十二条　法第十条の二、法第二十条第三項及び第四項、法第二十二条、法第二十三条、法第二十九条の二第一項並びに法第二十九条の三第一項及び第二項の規定による海上保安庁長官の権限は、当該航路の所在する海域を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

（新設）

2　法第三十条第一項から第五項まで及び第七項、法第三十一条第一項から第五項まで並びに法第三十二条の規定による海上保安庁長官の権限は、当該行為に係る場所を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

3　法第三十三条の規定による海上保安庁長官の権限は、当該海難が発生した海域を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

4　（略）

（新設）

5　管区海上保安本部長は、次の各号に掲げる権限を当該各号に掲げる海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地又は海上交通センターの長に行わせるものとする。

一　法第十条の二、法第二十二条、法第二十三条、法第二十九条の二第一項並びに法第二十九条の三第一項及び第二項の規定による権限

イ～ホ　（略）

二　（略）